

今後の対応について

1. クロロホルム等 3 物質に係る指針値の提案について

クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び 1,3 ブタジエンに係る健康リスク評価に基づき、当該 3 物質の指針値の提案について、「指針値算出の具体的手順の一部改定について」と併せて中央環境審議会大気環境部会に報告する。

【 3 物質の指針値】

クロロホルム	年平均値 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3 ブタジエン	年平均値 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

大気環境部会における審議を経て、地方公共団体に当該 3 物質の指針値について、その本来の性格や機能も含めて周知を図る予定。

2. 今後の有害対汚染物質のリスク評価の検討について

(1) アセトアルデヒド

今後、WHO の書簡に示された内容の趣旨を早急に確認し、改めて指針値の算定方法の検証を行い、健康リスク総合専門委員会の審議を経て、アセトアルデヒドの指針値の設定について提案を行う。

(2) 指針値が設定されていない優先取組物質

大気環境学会誌において既に掲載され、一定の信頼性のある科学的知見が集積されているヒ素及びその化合物、酸化エチレン及びベリリウム及びその化合物について、健康リスク総合専門委員会 WG においてリスク評価文書案の検討を行ったうえで、同専門委員会において審議を行う。

その他の物質については、引き続き一定の信頼性のある科学的知見を集積していく。